障がい児通所支援事業者に対する指導監査について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：福祉部障がい福祉室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　障がい児通所支援について* 障がい児通所支援は、児童福祉法に基づき障がい児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、府は支援を行う事業者の指定を行っている。

市町村が障がい児の保護者等に対して支弁した障がい児通所給付費について、国が２分の１を、府が４分の１を負担している。　【府内における事業者の指定状況】　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 （事業所）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H28 | H29 | H30 | H31(R1) | R2 | R3 |
| 府による指定 | 807 | 1,083 | 1,245 | 884 | 865 | 951 |
| 府内指定都市、中核市による指定 | 711 | 883 | 1,043 | 1,645 | 1,926 | 2,236 |

※いずれも４月１日時点。* 国において、支援の質の確保と給付費の適正化を図る目的で、指定障害児通所支援等事業者等指導指針（以下「国指導指針」という。）、指定障害児通所支援等事業者等監査指針が定められている。その概要は以下のとおりである。

集団指導…過去の指導事例等について講習等の方式で行う。新規事業者については支援開始後おおむね１年以内に全てを対象として実施。実地指導…実地において関係書類を閲覧し、面談方式で行う。指定権限を有する事業者に対しおおむね３年に１度実施。なお、実地指導中に著しい運営基準違反や不正請求が確認された場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。特別監査…指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に、実地検査等を行う。監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、勧告、命令、指定の取消等の措置を行う。* 府においては、担当するグループ18名で障がい児支援事業者及び障がい福祉サービス事業者の「指定」及び「指導監査」等に関する事務を担当している。このうち９名で事業者の「指導監査」に関する事務を担当しており、その他、喀痰吸引等に係る介護職員の人材養成等に関する事務や障がい者福祉施設従事者等による虐待防止に関する事務等を担当している。（令和２年度から、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等への支援事業も担当している。）

２　府による指導監査の実施状況について【府による指導監査の実施状況】　　　　 　　　　　 　　　　　 　（事業所）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H28 | H29 | H30 | H31(R1) | R2 | R3 |
| 指定事業所数 | 807 | 1,083 | 1,245 | 884 | 865 | 951 |
| 集団指導 | 812 | 1,077 | 1,304 | 884 | 849 | 937 |
|  | 実施率 | 100.6% | 99.4% | 104.7% | 100.0% | 98.2% | 98.5% |
| 実地指導 | 72 | 165 | 72 | 90 | 15 | 25 |
|  | 実施率 | 8.9% | 15.2% | 5.8% | 10.2% | 1.7% | 2.6% |
| 特別監査 | 0 | 6 | 11 | 23 | 10 | 12 |

※指定事業所数は４月１日時点。実施率は、指導事業所数／指定事業所数で算出。指導事業所には、４月１日以降に指定されたものも含むため、一部実施率が100％を超える場合がある。1. 集団指導について
* 集団指導について、国指導指針では、新規事業者は支援開始後おおむね１年以内に全てを対象として実施するよう示されている。府では、毎年度新規事業者を含む全事業者を対象に実施している。
* 令和２年度以降はオンラインによる動画視聴形式で指導を実施しており、視聴が完了した事業者の受講後アンケートの提出により受講状況を把握している。受講期限内に未視聴である事業者に対しては、視聴するよう何度も連絡しているものの、最終的な受講完了となるアンケートが提出されたかどうかの確認は行われておらず、個別に指導するなどのフォローも行われていなかった。
1. 実地指導について

ア　実施頻度について* 実地指導について、国指導指針では、指定権限を有する事業者に対しおおむね３年に１度実施するよう示されているが、府では基準に沿った頻度での指導が行われていなかった。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、府では令和２年度以降の定期実地指導を見送り、不正請求等に係る通報があった事業者に対してのみ指導を実施している。一方で、当該影響のなかった令和元年度の実施率は10.2％であり、同様のペースで実地指導が行われたとしても全事業者の実地指導には約10年かかることとなる。
* 事業者の指定期間は６年であるが、実地指導の実施頻度が低調であるため指定期間中に１度も指導を受けない事業者が存在する。

【令和３年度当初時点で、指定以来実地指導、監査を行っていない事業所数（府指定分）】　　　　　　（事業所）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 当初指定年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31(R1) | R2 | 計 |
|  | 50 | 32 | 58 | 69 | 103 | 52 | 89 | 92 | 128 | 673 |

　　※実態上事業を廃止・休止している事業所が含まれている可能性がある。イ　指導計画について* 令和４年度以降の定期実地指導について、今後の実施計画が立てられていない。

ウ　指導の状況について* 実地指導においては、毎年度１事業所当たりで見ると複数件の指導が行われている状況にあり、また、指導の結果問題の判明した事業者については特別監査に移行し一定の処分が行われている。

【府指定事業所の実地指導における延べ指導件数】 （件）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| H28 | H29 | H30 | H31(R1) | R2 | R3 |
| 570 | 1,437 | 546 | 574 | 39 | 95 |

エ　国からの指導への対応について* 令和元年度に厚生労働省より府に対し行われた実地指導において、国指導指針に基づく頻度で実地指導が行われていない点について改善を要する事項として指導された。これに対し、実施体制の強化等により一時的に指導事業所数が若干増加したものの、継続的な改善策の実施にまでは至っていない。

　オ　国指導指針の改正への対応について* 令和２年度に国指導指針が改正され、効率化の観点から、実地指導における確認項目が標準確認項目とそれ以外の項目に分類され、原則として標準確認項目以外の項目は特段の事情がない限り確認を行わないものとされた。府が実地指導で用いているチェックシートには、当該改正に基づく項目の分類がされていなかったが、現場での確認内容は、個々の事業者の状況により、柔軟に対応することとしている。
 | １　実地指導について、国指導指針では、指定権限を有する事業者に対しおおむね３年に１度実施するよう示されているが、基準による頻度での指導が行われていない。事業者の新規指定又は更新後の次の指定までの期間は６年であるが、指導頻度が低調であるため、指定期間中に１度も指導を受けない事業者が存在する。このような状況にあるが、効率化の観点から改正された国指導指針の内容がチェックシートに反映されておらず、また令和４年度以降の定期実地指導の実施計画が立てられていない。２　集団指導について、令和２年度以降はオンラインによる動画視聴形式で実施し、期限内に未視聴である事業者に対して視聴するよう連絡しているものの、最終的な受講完了の確認が行われておらず、個別指導の実施等のフォローも行われていない。 | １　実地指導について、国指導指針のチェックシートへの反映をはじめ効率的・効果的な指導方法や体制の工夫、実施計画の策定により、実施頻度を高められたい。　　また、実施計画の策定に当たっては、効率的・効果的な計画となるよう事業者の指定・更新状況や過去の指導状況等を収集・整理・活用されたい。２　事業者ごとの受講完了状況を適時把握・整理した上で、受講を促すとともに、必要に応じて個別に指導を行うなどの取組を検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| １　実地指導の実施頻度について実地指導の実施頻度を高めるため、令和４年度において以下の取組を行った。・府が実地指導で使用しているチェックシートに国指導指針における標準確認項目とそれ以外の項目の別を明記し、業務の効率化を図った。・運営面に係る確認項目を抽出したチェックシートを新たに作成し、現場での指導の効率化を図った。 　・担当グループ内での分担の見直しにより指導体制を強化した。・実地指導の対象事業所が近隣にある場合は指導日程を同一日にし、指導の効率化を図った。・(1)から(3)の方針に基づき優先的に指導を実施する事業所を選定の上、令和４年度下半期（10月から３月まで）の実施計画を立て、計画的に指導を行った。(1) 虐待・苦情等の通報があった事業所で実地指導の緊急性が高い事業所(2) 次年度に指定有効期間（６年間）が満了となる事業所で、実地指導が未実施の事業所　　 (3) 当該年度の集団指導未受講の事業所　 これらの取組を行った結果、令和４年度下半期において80事業所への実地指導を実施した。　 今後も令和４年度と同様の選定方針に基づき、リスクが高い事業所を中心に指導事業所の選定を行った上で実施計画を策定し、効率的・効果的な実地指導を行い、実施頻度を高めていく。２　集団指導の受講完了状況の把握・整理について令和４年度の集団指導において事業者ごとの受講完了状況を把握・整理し、未受講の事業者へ個別に電話連絡することにより受講を促した結果、対象事業者全ての受講完了を確認した。今後とも受講完了状況の把握に努めていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月９日、事務局：令和４年６月３日から同年７月４日まで）